

プラスチックごみの分別・リサイクルについて

プラスチックごみの分別・リサイクルの方法などについては、資源化減量化検討委員会において検討を進めています。

今後は、基本方針を取りまとめ、その後、町民の皆さんからのご理解をいただきながら本格運用につなげます。

1 基本方針のポイント

令和8年度末には、以下についての方針を取りまとめます。

(1) 分別の方法について

- 容器包装プラスチック(柔らかいプラスチック)と製品プラスチック(固いプラスチック)は、素材特性の違いからリサイクル方法が異なる場合がある。
- 多くの自治体では容器包装プラスチックの分別をスタートしているため、新たに製品プラスチックの分別導入にあたっては、分別品目を増やさないため一括回収(容器包装プラスチックと製品プラスチックを一緒に排出)を取り入れている自治体が多い。
- 一方、リサイクル方法が異なり、処理費の低廉化の可能性もあるため、分別回収している自治体もある。(例：容器包装プラスチック週1回、製品プラスチック月1回)

方法(案)	導入自治体	導入の際の見解
一括回収(案)	横浜市(別紙1)、川崎市、横須賀市、秦野市(別紙2)	容器包装プラスチックと製品プラスチックの区分けでの混乱がない
分別回収(案)	藤沢市(別紙3)、南足柄市	従前から分けており、製品プラスチックごみの理解が定着

【委員会の意見】

- ・一からのスタートであるため、分別回収から始めても混乱はないはず
- ・リサイクルの意義などを丁寧に説明すべき

(2) リサイクルの手続き手法について

- プラスチック資源循環促進法の制定により、これまでの、容器包装リサイクル協会への委託に加えて新たに大臣認定方式で自治体と民間事業者が直接契約する方法が新設された。
- これにより、民間事業者の特性に応じた契約と低廉化が可能となり、採用している自治体が増加している。
- ただし、大臣認定の手続きのために一定の期間が必要となる。

方法(案)	導入自治体
容器包装リサイクル協会へ委託(案)	横浜市、秦野市
大臣認定方式(案)	川崎市、藤沢市、横須賀市

【委員会の意見】

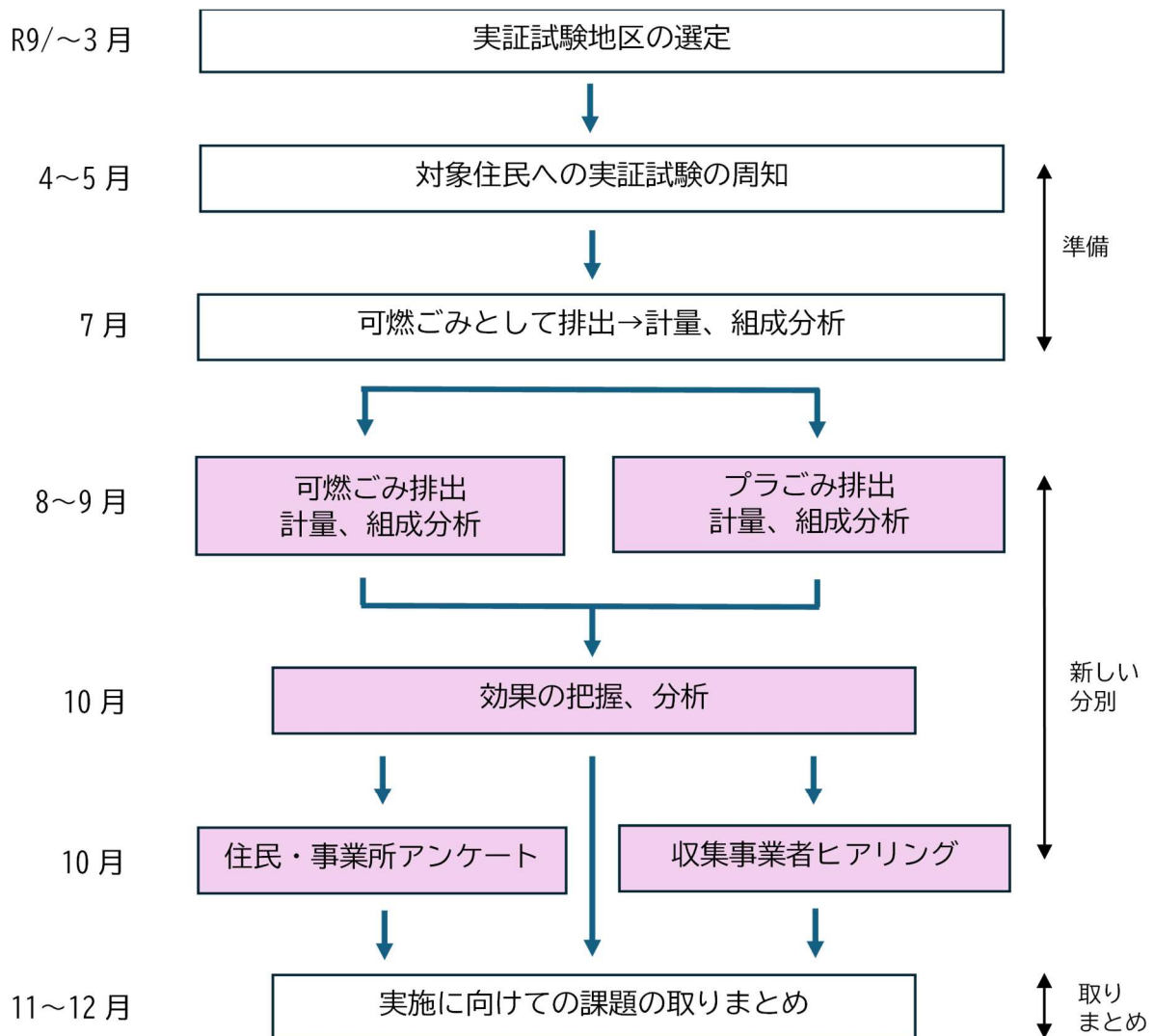
- ・行政手続きに関わるものであるため、まずは行政サイドで詰めてほしい

2 参加型取組の展開

令和9年度からは、町民や事業者の参加による取組を進めます。

(1) 実証試験の実施について

- プラスチックごみの分別実施を円滑に移行するため、事前に地区特性をふまえ、地区と期間を限定した実証試験を行う。
- 実証試験により、分別の浸透度、集積所での置き方、収集事業者の収集運搬のしやすさなどを把握する。
 - ・実施時期：令和9年4月～12月(準備、分析期間含む)、
 - ・地区数：3地区(1地区5集積場所程度)



(2) 多様なプログラム

- プラごみの分別リサイクルの実施に当たっては、住民・事業所の理解が不可欠であり、情報提供などが重要です。
- 令和8年度は、検討委員会の傍聴を拡大(第2回検討委員会は傍聴7名)、「ごみの減量化・リサイクル通信」(別紙4)の発行と戸別配布、町ホームページでの情報発信など進めています。
- 令和9年度からは、新たに次の取組を実施します。
 - ・ 町民、事業者アンケート調査
 - ・ 出前説明会
 - ・ 広報ゆがわらでの特集
 - ・ ～(仮)ごみ問題を考える～ シンポジウム
 - ・ 地区別懇談会

3 全体スケジュール

	令和8年度	令和9年度		令和10年度	
事業		 実証試験、 アンケート、 リサイクル手法検討、 広報		 大臣認定手続き 広報など	本格実施
年度末の 成果	分別・リサイ クル手法の基 本方針	分別・リサイクル手法の実施 計画 住民参加型の取組		広報などの準備	

出し方

透明または半透明の袋に入れてお出してください。



- 固形物が残らない程度に軽くすすぐか、汚れをふき取ってからお出してください。
- リサイクルの妨げになるため、袋は2重・3重にしないでください。
- プラスチック製品は重ねずにお出してください。



【出せるものの例】

プラスチック製品

プラスチックのみでできているものが対象です(一番長い辺が50cm未満)。

収納用品、風呂、洗面用具など



文房具、おもちゃなど



屋外用品



その他日用品(CDや緩衝材など)



調理器具、台所用品など



プラスチック製容器包装



このマークが目印です。



※チューブ容器・調味料の小袋・シャンプーの詰め替え用容器などの中が洗えないものは、中身を使い切ってからお出してください。

(1) プラスチック

今までの「**容器包装プラスチック**」に加えて、新たにプラスチックでできている「**製品プラスチック**」を一括回収します。合わせて、分別区分の名称が「**プラスチック**」に変わります。

1 容器包装プラスチック (♻️ プラマークがあるもの)

パック・カップ類	ボトル類	トレー類	ネット類
ビンニール袋・ラップ類	チューブ類	発泡スチロール緩衝材	ラベル類

軽く水洗い	乾かす	透明又は半透明の袋に入れる

2 新 製品プラスチック

※原則、100%プラスチックでできているのものに限りま。

- ・製品自体がプラスチックでできているもの
- ・一辺の長さが30cm未満のもの（切断などで30cm未満にすれば可）
- ・厚さが5mm以下のもの
- ・一部金属等が含まれるが、例外的に対象とするもの（ほとんどがプラスチックのもの）
洗濯バサミ、ピンチハンガー、布団バサミ、シャーペン・ボールペン、CD、DVD

別紙3 藤沢市 分別回収

《容器包装プラスチック》



《製品プラスチック》



ごみの減量化・リサイクル通信 (第1号)

～湯河原町・真鶴町～

令和8年8月発行

湯河原、真鶴は、美しい豊かな環境に恵まれた町です。

この環境を次世代に向けて守っていくためには、ごみ問題は大切な取組のひとつです。

両町のごみ問題の特徴は、ごみの量が多く、リサイクルが進んでいないことです。その方策として、まず、これまで燃やしていたプラスチックごみを分別・リサイクルすべきと考えています。これらは、住民や事業者の皆様のご協力が何よりも大切です。

皆様への情報提供として、定期的にニュースを発行します。どうぞ、よろしくお願いします。

今のごみの現状です(県内 33 市町村での比較)

ごみの排出量は経年的に微減傾向が続いていますが、次のような課題があります。

- 1人1日当たりのごみ排出量が多い(県平均値 753g/日)

湯河原町 1,451g/日(県内 33 市町村のうち 32 位)真鶴町 1,115g/日(31 位)

- 資源化率(リサイクル率)が低い(県平均値 24.3%)

湯河原町 17.9%(30 位)真鶴町 20.6%(27 位)

- ごみの分別が進んでいない

県内で、プラスチックごみの分別実施していないのは、湯河原町、真鶴町のみです

可燃ごみ※の中身です

可燃ごみの中身を見てみると...



紙類が約4割



プラスチック類が約2割

→燃やさないでリサイクル可能な「資源物」が大量に含まれています。



厨芥類(生ごみ)が約2割

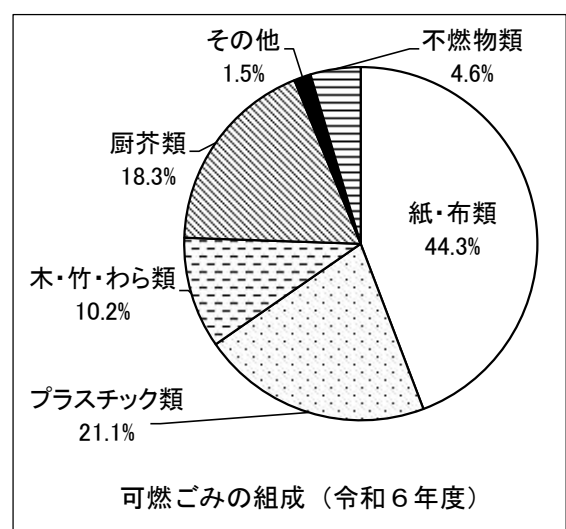
→まだ食べられる食品も生ごみに含まれています(食品ロス)。

→水切りを徹底するだけでもごみが減らせます。

・1人当たりのごみ処理経費



年間 44,708 円もかかっています(令和6年度)



※可燃ごみは、湯河原町内にある美化センターで焼却処理し、センター内の最終処分場で埋め立てています。

裏面へ

まず、プラスチックごみの分別・リサイクルを考える

ごみの減量として、プラスチックごみを焼却処理から分別してリサイクル化することにより、次の効果があらわれます。

- 脱炭素化
プラスチックの焼却は大量の温室効果ガスをもたらします。プラスチックごみを燃やさないことで、脱炭素化につながります。
- 資源の循環
プラスチックごみのリサイクルにより、プラスチック原料に生まれ変わります。限りある資源が有効利用されます。
- 最終処分場の延命化
ごみを焼却処理する場合、焼却灰が残ります。この焼却灰は、最終処分場で埋め立てています。最終処分場を長く使っていくためにも、減量化は重要です。

プラごみ等資源化減量化検討委員会がスタート

委員長にフェリス女学院大学の佐藤教授をお迎えし、町民や経済界の代表の方々の参加による検討委員会を発足しました。5月25日(月)に第1回を開催しました。

～いただいた主なご意見～

- ・資源ごみの売却益を「見える化」すれば住民の協力意識向上になる
- ・リユースの仕組みを導入してはどうか
- ・週3回の可燃ごみのうち1回をプラスチックごみの収集に振り替えるなど検討してはどうか
- ・町民の皆さんは状況を知らない、ごみの状況についてお知らせしてほしい
- ・プラスチックを可燃ごみで捨てることに罪悪感を覚える町民もいる。プラスチックの分別収集の早期実施をお願いしたい
- ・分別の効果や目標を示した方が、住民のモチベーションが上がると思う

皆様のご意見、ご参加をお待ちしています

ごみの分別・リサイクルは、暮らしの中での行動からの取組が大切です。お一人お一人が「ごみを減らそう、しっかり分別しよう」という意識を持っていただくことです。多くの町民の皆様のご意見をお聞きしながら進めます。

- 検討委員会の傍聴席を用意しています
 - すべての資料はホームページで公開しています
- ご意見をお待ちしています。

湯河原町役場環境課 ☎0465-63-2111 内線 551～553
真鶴町役場税務町民課 ☎0465-68-1131(代表)